

パートA：好事例の概要



UNDP

I

党内組織



UNCDF/ADAM ROGERS

男女共同参画のための組織基盤の構築

重要な論点

政党がどのように運営され、機能するかは、外部からの規制と内部の規定・手続き・慣行によって決定される。外部からの規制には、憲法並びに選挙制度、政党の資金調達及び党組織に関する法律が含まれる。党内の手続き等は、政党のイデオロギー的な基盤、歴史的影響力、規制のレベルと内部の官僚的制度、後援のレベル、党指導者による影響力の程度、権力分散のレベルなどに左右される。党内部の民主主義の度合いは、内部的な情報と協議のプロセス、(公式又は非公式な)内部規定、組織構造や党内での意思決定機構、あらゆるレベルにおける政党の機能の透明性など実際のやり方によって決定される。⁷ 党組織という点でもう1つ追加すべき検討事項は、特に候補者の募集という面で政党がどれほど様々な社会的グループを受け入れる姿勢を示しているか、及び政党がどのようにして女性に手を差し伸べ、内部組織に含めているかということである。

女性のエンパワーメントを促進するための戦略を実施すれば、政党における党内の民主主義と透明性の高まりにつながることが多い。

女性が政党において指導的地位や意思決定を行う地位に就いている数はごく限られており、反対に、草の根レベルで政党を支える、又は男性の政党指導者を支える地位や活動では多数を占める傾向にある。政党における権力的地位は、多くの場合、非公式で中央集権化され、新参者、特に女性には近づきがたい、しっかりと根付いた関係や影響力あるネットワークによって支えられていることがある。このような、ネットワークに組み込まれている制度的知識やノウハウにアクセスすることができず、資源は極めて限られ、ロールモデルやメンターもほとんどなく、時には家族やコミュニティからの支援さえも限られている状況においては、政党への女性の参加が男性よりずっと低いままであることも頷ける。

政党における女性のエンパワーメントを促進するための戦略を実施すれば、党内の民主主義と透明性の高まりへとつながる可能性がある。女性を取り込むための戦略を策定することにより、指導的地位の選挙を通じて、又は次回の選挙のための候補者募集を通じてなど、意思決定への党員の参加がより公式なものになり得る。

数多くの政党が、他の周縁化された過少代表のグループの役割を高めるための活発な努力も行っている。⁸

女性の参加を高めるために政党が採用している戦略は、法制化された候補者クォータ制の採用などの法律改革から、政党の機構の一部として女性会を正式なものにすることや意思決定過程における女性の存在を保証することなどの自主的な内部改革までの幅がある。

最も有意義な戦略は、政治制度改革と、女性の政党活動家、候補者及び選挙で選ばれた当選者に対象を絞り込んだ支援の提供とを一体化するものである。ただし、戦略が有効性を持つためには、政治の領域全般にわたる種々様々な関係者や政党の協力が必要である。本節では、女性を包摂し、内部運営において男女共同参画の問題に取り組むために政党が実施し得る戦略を取り上げる。



政党における権力的地位は、多くの場合、非公式で中央集権化され、新参者、特に女性には近づきがたい、しっかりと根付いた関係や影響力あるネットワークによって支えられていることがある。

採用された戦略

以下に挙げる戦略—ケーススタディ（詳細についてはパートBを参照）やその他の調査において学んだ教訓と、好事例から抽出された—は主に、党の内部組織において男女共同参画に取り組むために取ることのできる措置について政党にガイドブックを提供することを目的としている。これらの戦略は、措置についてのアイデアも示し、開発支援者、政党の基盤組織及び市民団体が政党を支持するための作業を行う中でプログラムを作る方向性にも情報を提供する。

(a) 党の内部規定で男女共同参画に取り組む

政党の内部的な機能と運営は、憲法や政党法などの法令から、また、より日常的には、党の内部規定に則して行われる。政党の内部機能は、社会における様々なニーズ、利益や社会的需要が議会においてどのように代弁されるかに影響を及ぼす。⁹ 憲法や国の法制的枠組みと同様、政党の公式文書と声明は、男女共同参画の枠組みを提供する上で重要である。それは、政党のビジョンを示し、そのビジョンを達成するための原則を確立するからである。

政党の設立文書の中で男女共同参画に関する声明を盛り込むことは、より包摂的で対応力のある政党へと移行するための枠組みを提供する重要な第一歩である。いくつかの政党はビジョン文書と政党の細則に平等条項を含めている。例えばエルサルバドル共和国では、ファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）の綱領と倫理規約に女性の政治的平等に関する条項が含まれている。コスタリカ共和国の市民行動党（PAC）は、その定款と規則で男女共同参画を取り上げることと並行して、規則の実施状況に関するモニタリング、報告及び助言を行う権限を与えられた男女共同参画検察局（Prosecutor's

アフリカ民族会議（南アフリカ共和国）の党則の規則6は、次のように述べている。

すべての意思決定機構に女性が全面的に代表されることを目指して、党は選挙によって選ばれるすべての機構において女性の割合を50%以上とするクオータ制を含めたアフーマティブ・アクションのプログラムを実施する。

Office on Gender Equality) も設立した。¹⁰

(b) 女性が意思決定機構に参加するための対策を採用する

男女共同参画に関する公式な声明を含めることに関係しているのが、党の役員会と意思決定機構への女性の参加を確保するための対策の採用である。こうした機構に女性がどの程度代表として登用されているかは、その政党が男女共同参画にどの程度熱心に取り組んでいるかを知る上での手掛かりとなる。世界的に見ると、女性は通常党員の40～50%を占めているが、政党内部での指導的地位においては、女性は過少代表となっている。党の指導的地位における女性の割合は約10%と推定されるが、党内の意思決定機構への女性の参加を保証する規定を採択している政党では、この数字は上がる。¹¹ 役員会への女性の参加が重要な理由はいくつかあるが、中でも重要なのは、党の政策、優先課題、戦略や綱領の方向づけに女性の視点が貢献することを確保することである。

政党がこうした対策を採用することは、ますます一般的になりつつある。その例には、以下のようなものがある。



■ **オーストラリア連邦の労働党とカンボジア王国のサム・ランシー党**は、女性が役員会のいくつか又はすべてに参加することを保証する内部的なクォータ制を採用している。

■ **ドイツ：キリスト教民主同盟 (CDU)** は 1996 年、党役員 の 33% のクォータ制を採用した。この割合が満たされない場合には、内部選挙を再度実施しなければならない。¹²

■ **モロッコ王国：人民勢力社会主義同盟 (USFP)** には、各地方支部に内部クォータ制があり、そのことが党のあらゆるレベルにおける女性の包摂を育むのに役立ってきた。

■ **南アフリカ共和国：アフリカ民族会議 (ANC)** の党則の規則 6 には、「すべての意思決定機構に女性が全面的に代表されることを目指して、党は選挙によって選ばれるすべての機構において女性の割合を 50% 以上とするクォータ制を含めたアフーマティブ・アクションのプログラムを実施する」と述べられている。¹³

■ **メキシコ合衆国：民主革命党 (PRD)** は、1990 年に 20% のクォータ制を最初に採用した政党の 1 つで、その割合はその後 30% に引き上げられた。国民行動党 (PAN) はこれに追随し、執行委員会と役員会の女性代表を確保するために党内でクォータ制を採用した。

指導的地位に加えて、政党は女性が党内の主要な委員会、特別委員会や作業部会に任命されるのを保証することができる。党の女性部の責任者が、執行委員会や、党の資産・選挙準備や候補者の選定に関するその他の機構のメンバーになる場合もある。

■ **インド：インド人民党 (BJP)** の全国執行委員会は 2008 年、党の指導的地位の 33% を女性のために取り置き、全国女性部の責任者を党の中央選挙委員会のメンバーとするように党の定款を修正した。

党内機構への女性の参加を確保することは、政党における男女共同参画を促進する上で中心に位置づけられる。ただし、たとえクォータ制

のような仕組みがなくても、女性が党の指導的地位に就くことができる状態を確保することを目指して、より長期的な能力増進やスキル開発を含めた他のイニシアチブによってクオータ制などの対策を補うことが重要である。政党は、指導的地位に資格と意欲をもつ女性を取り込むためのその他のプロセスについて調査を行い、党员、指導者層、そして党内機構に女性を支えるスペースを開けておくことの重要性に対して党员の意識を高めなければならない。¹⁴

(c) 党大会で参加の目標を設定する

多くの政党においては、年次党大会が、政策を定め、党の主要な決定を行う場となっている。ほとんどすべての政党で、党大会は（党内）代議員が政治的キャリアを成功させるのに必要な政治的・財政的関係を築く機会となる。そのため、政党は出席する代議員の一定割合が女性であることを確保するための目標を設定する場合がある。たとえば米国では、民主党が党の全国指名大会に女性代議員を参加させるための規定を採択している。女性党员による党内ロビー活動と党指導者からの支援の結果、同党の綱領では、指名大会の代議員が男女同数からなることを義務付けるようになった。

さらに、党大会で女性代議員のための別の会合を開催することが、ネットワークを作る重要な機会となる。オーストラリア連邦では、労働党の女性組織が、政策を論じ、具体的な問題についてロビー活動を行い、お互いにネットワークづくりをする機会を女性に提供するために、毎年独自の大会を開催している。エルサルバドル共和国では、FMLNの女性事務局が党の女性指導者たちの年次大会を開催して、男女共同参画の戦略と方針を策定するために役職者と党の執行委員会のメンバーを一堂に集めている。こうした女性のフォーラムで採択された決議が

正式に採択されて、政策事項に関する党の方向性を導くために利用されることが重要である。

(d) 政党内に女性会や女性部を設ける

女性党员の会又は部を設けて会合を行い、女性にとっての優先課題を議論、検討、表明し、共通の問題に対する解決策を探ることが、党のアジェンダに女性の関心事を組み込む上で役立つことは、実際の経験と調査によって示されている。女性会とは、党内、そして政治のプロセス一般に、女性が代表を出し、参加することの強化を目指す党内派閥である。¹⁵

女性会は通例、以下に挙げる活動の一部又はすべてを実施する。

- 政策立案に貢献し、政策綱領において女性の利益を推進し、ジェンダー問題に関して党の指導者層に助言を行う。
- 候補者募集プロセスにおけるクオータ制の実施を含めて、男女共同参画方針に貢献する、又はその実施を監督する。
- 党の女性党员の活動を調整する。
- 特に、選挙中に女性有権者に働きかけ、党の基盤を拡大し、コミュニケーションを取ることや動員の機能を果たす。
- 新規に当選した議員や役職者に支援と研修を提供する。
- 党内での権力関係の転換や、男女共同参画について党员の意識を高め、研修を行うことに貢献する。
- 男性党员への働きかけを行う。

女性会が党の機構に正式に統合され、役割や責任が定められ、また必要であれば運営費に適切な資金が提供されることが重要である。強力な女性会が、改革を定め、党の高いレベルの事項への女性の参加を増やすよう党に圧力をかけ

ること、党内クォータ制を制定すること、研修プログラムを設け、女性候補者に支援を提供することなどに有効な仕組みとなった例もいくつかある。ただし、ジェンダーの問題が女性会の「専管事項」とならないこと、又は女性会が党内で脇に追いやられないことを確保するために注意を払う必要がある。このような事態を避けるための1つの方法は、女性会の書記又は議長が党の役員会に必ず席と議決権を持つようにすることであろう。

その例には、以下のようなものがある。

■ **オーストラリア連邦**：労働党の規定は、労働党女性組織の連邦支部及び各州の支部について、役割、構成及び権限を定めている。¹⁶

■ **カンボジア王国**：サム・ランシー党（SRP）の女性会は、党内での女性の活躍促進に努め、役員会への党内クォータ制の導入のためにロビー活動を行い、女性候補者に研修を行い、市民教育や有権者に対する働きかけを実施してきた。

■ **メキシコ合衆国**：国民行動党（PAN）は女性会を、社交の組織から、女性の指導的地位を振興するための有効な拠点へと変貌させた。選挙期間中にPANの女性政治推進全国事務局（National Secretariat for the Political Promotion of Women）が、地方や全国の政党指導者に対して、より多くの女性を選挙候補者に含めるよう働きかけたことがその例である。同党は、政策文書の案について最終決定を行う前にジェンダーの視点から文書の再検討を行えるように、女性会に文書案を送付することも保証している。

■ **モロッコ王国**：主要政党のほとんどが、女性の問題と女性党員のニーズに取り組む女性部、又はこれと同等の党内機構を設立している。進歩社会主義党（PPS）が、党の意思決定過程に女性の代表を確保するために共同参画評議会を設けたことがその例である。

■ **セルビア共和国**：G17 プラスの女性会は、細則において党の正式な機構として認められている。選挙への女性の出馬を推進するための対策を主張し、女性候補者に候補者名簿の高い位置を与えることを保証するよう党指導者に働きかけてきた。女性会は、これ以外にも、女性候補と女性活動家のための研修とワークショップの財源を積極的に求め、地方レベルにおける政策に影響を及ぼすために女性の活躍を促進することに努めている。

(e) 政策の立案において男女共同参画の視点を確保する

上に述べたように、女性会の機能の1つは、党内での政策の立案に働きかけることである。政党は、その政策と優先課題がジェンダーに固有の政策改革という点からのみ女性と男性双方のニーズに対応することを保証するのではなく、ジェンダーが主流化されて党の政策のすべてに組み入れられることをも保証しなければならない。このことは、ジェンダーの主流化に取り組む、すべての政策がこれを守っているかどうかを承認する政策委員会を通じて、又は党員に対する能力増進の提供を通じて達成することができる。このことについては、「選挙後の期間のガバナンス」に関する節でさらに論じる。

II

選挙前の期間



UNDP/CASSANDRA WALDON

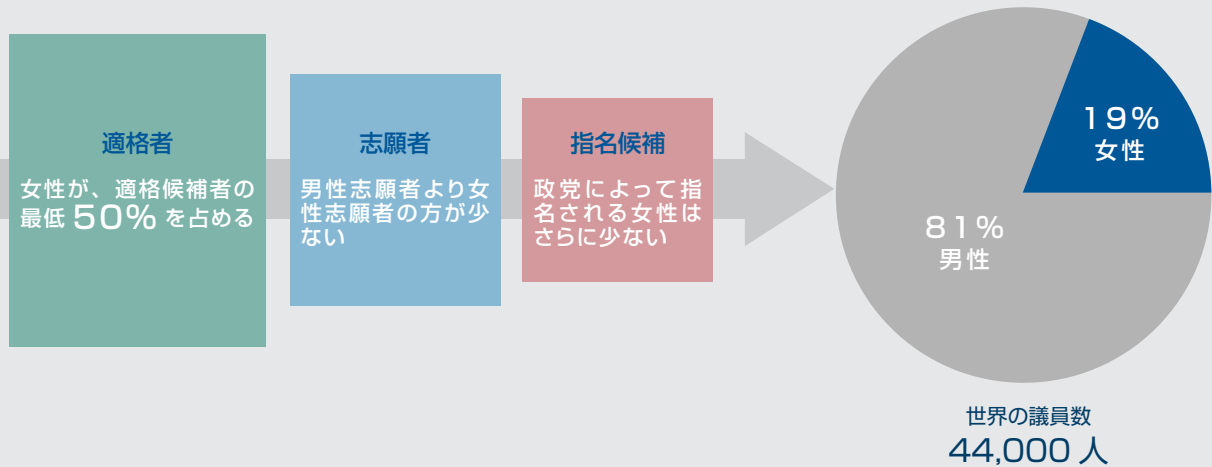
候補者の募集と指名

重要な論点

候補者の募集と指名は、女性の政治参加を促進しようとするなら、おそらく政党にとって取り組むべき最も重要な事項となるだろう。政党は、公選職への候補者の指名に対して確固たる統制力をもっていることから、共同参画と包摂的な参加を実現するために不可欠な組織である。候補者指名方法、選ばれる女性の人数、候補者名簿における女性の順位、公選職に当選する女性の割合などは、政党ごとに大いに異なる。加入者層の広さや分権の度合も、政党ごとにまちまちである。

選挙候補者の選定は、段階に分けて見るとわかりやすい。一般的に、どの国においても「適格者」（議員になる法的、形式的な要件を満たす市民）は充分にあるものであるが、候補者になり得る者（=志願者）として自分を押し出すことを考えるのは、

図3：候補者募集の諸段階



その中の小さな集団だけであろう。選挙に出馬するかどうか、という潜在的志願者の考えに影響を及ぼす要因は、必要な時間、財務支出、勝算、個人的野心、家族やコミュニティの支援と取組、政治的ネットワークや金銭的ネットワークへのアクセス可能状況、報酬、社会的地位や政治的権力の見積もりを含めて数多くある。¹⁷ 男女の差が広がり、女性が減るのは、適格者から志願者へ、そして党による最終的な指名へと移行する段階においてである。

党の判定者が「志願者」を指名する段階が、女性を政治職に就かせる上で最も重要である。党は、候補者指名に関する決定に影響を及ぼす内外からのプレッシャーに直面する。党にのしかかる外的プレッシャーには有権者の受け取り方と評価が含まれるため、政党は自党への投票数を最大化すると思われる候補者を出す可能性がある。¹⁸ 潜在的な重荷であると「受け取られる」候補者（女性であることが多い。）は、党には指名されにくいだろう。党内を見ると、志願者の実績、党内での積極的行動と資金への

アクセス可能状況が重要である。現職者や名前が認知されている者、職業又は家族関係を通じてコミュニティ内で目立っている者も、党の支持を得るチャンスがより大きい。¹⁹

候補者の選定は党によって異なり、例えば選定過程における分権の度合いなどを含めた数々の特徴によって分類することができる。党の規定や規範が、実際の指名プロセスを実施する方法に影響を与える。女性にとっては、女性の代表を出すことを保証する規定が組み込まれている官僚機構型の制度の方が大いに有利である。規定が成文化されていない場合には、権力中枢に入り込むための戦略を考案し、実施することがずっと難しくなり、さらに、規定が実施されない場合についての説明責任も存在しない。党内組織が弱体である、党内の民主主義が欠如している、又は募集のルールが不明確であるなどの場合、意思決定は限られた人数のエリートメンバー、通常は男性によって行われる傾向がある。女性はほとんど蚊帳の外に置かれ、「男子のみ」のネットワークから排除される。資金支

援制度はかなり閉鎖的で、女性の出馬を促進しようとする見込みは低い。²⁰ 理想を言えば、指名プロセスは正式な形式と透明性の両方を持つべきで、そうすれば代表を出す上で公正さを高めることが可能になる。

女性は、選挙プロセスにおいて直面する障害と党の指名を勝ち取るという課題が大きいいため、政党によって特別措置が提案され、多くの場合において実施されている。こうした措置には、党に女性を引き付けるための誘因（選挙運動資金の提供など）の開発、女性候補者への研修やスキル開発の提供から、候補者のうち一定数を女性にするという目標を党内で設定することまで幅がある。この種の措置は法律に規定されていることもあるが、政党が自主的にこうした措置を採用することが多い。

女性候補者のクオータ制

本ガイドブックで探る種々の戦略の中で、検討の対象としたすべての事例において、政党に

よって自主的に採用されたものであれ、選挙法によって義務付けられたものであれ、何らかの形で選挙におけるクオータ制が用いられていた。この調査は、女性を支援するために世界の政党が用いてきた多様なアプローチを捉えるために、選挙におけるクオータ制以外の特別な措置の例を示すことを目指したものであるため、クオータ制がこのように一般的に見られることは意図されたものではなかった。しかし、最も目立って広範に用いられているのが、単体又は他の取組と併せて用いられているクオータ制であることは一目瞭然である。ケーススタディの中でこのようにクオータ制が頻出することは、政党、そしてもっと広くは政治分野全体に、より多くの女性を引き入れるための最も決定的で効率的、かつ好まれる手段が依然としてクオータ制であるという、既存の調査の裏付けとなっている。

選挙における候補者クオータ制は、意思決定機構への女性のアクセスを高めるための重要な政策手段になっている。適切に実施すれば、クオータ制は政党指導者や候補者指名委員会の誠意に任せる場合よりも意思決定を行う地位への女性の参入を確かなものにする。クオータ制の導入は、国際機関からの指導や勧告に大いに影響される。北京行動綱領（BPFA）に定められているように、クオータ制は、（党内）代議員、候補者あるいは当選者として、代表機関において、「女性」といった一定の有権者のグループのメンバーが、少なくとも規定された割合は含まれることを保証する手段である。



UNDP/SALMAN SAEED

党内組織が弱体である、党内の民主主義が欠如している、
又は募集のルールが不明確であるなどの場合、意思決定は限られた人数の
エリートメンバー、通常は男性によって行われる傾向がある。

クオータ法はジェンダー中立的なやり方で定められることが多く、過少代表である性について義務付けられる最低割合を示す、又は双方の性について義務付けられる最低割合を示すのが通例であると留意することが重要である。ただし、女性はほぼ例外なしに過少代表となっている性であるため、選挙におけるクオータ制は女性クオータ制と呼ばれることが多いのである。このことは、選挙におけるクオータ制が女性だけに有利である、又は女性に不当な優位を与えるためのものではなく、むしろ、代表権の不均衡を是正するための対策として意図されているのだと解釈すべきである。

クオータ制の種類

選挙クオータ制には、それが募集プロセスのどこで行われるのか、候補者クオータ制なのか議席枠なのかによって、主に2種類がある。

候補者のクオータ制には、以下の2種類がある。

- **自主的**：候補者指名規定及び／又は党の定款に反映させるべきであるとして、政党によって自主的に採用されているもの。
- **法定**：憲法、選挙法又は政党法において、選挙候補者に占める女性の割合の最低目標を定めているもの。

候補者クオータ制は、選挙に出馬する候補者の一定割合が女性であることを保証し、候補者の供給に影響を及ぼそうとするものである。こういったクオータ制は、法制化して、女性にしなければならない候補者の最低割合を定めることもできるし、政党が選挙に出馬させる女性候補者について任意に明確な目標を定める自主制とすることもできる。²¹



UNDP/MARIE FRECHON

議席枠では、立法機関又は議会での議席の一定割合が女性に与えられなければいけないことを定める。

候補者クオータ制

現在、女性の候補者クオータ制を法制化している国はおよそ50カ国あり、そのうちの数カ国は、1990年代初期から候補者クオータ制を実施している。クオータ制が法制化される場合、政党は大抵、法律の遵守を確保するために自党の指名手続きを更新しなければならなかった。法制化されたクオータ制に加えて、30カ国以上の国々の数百の政党が女性のためのクオータ制について独自の方針を自主的に採択している。こうした例においては、政党は独自に選挙候補者に占める女性の割合や目標を定めている。²²

女性が党の候補者名簿の一定割合となることを確保するために自主的にクオータ制を採用している政党の具体例をいくつか挙げる。

■ **ブルキナファソ**：民主主義進歩会議（CDP）は2007年の議会選挙で、党の候補者名簿において女性を25%とする党内クオータ制を採用した。

■ **ルクセンブルク**：キリスト教社会党（CSV）は、党の候補者名簿における女性候補者割合を33%とすることを目指している。²³

■ **モロッコ王国**：人民勢力社会主義同盟（USFP）は選挙候補者名簿における女性代表者の割合を20%とするクオータ制を採用した。

■ **南アフリカ共和国**：ANCが採用した2003年の全国選挙候補者名簿作成プロセスでは、党の候補者名簿に女性が占める割合を3分の1と定めた。この割合は、2009年の選挙に間に合うように50%に引き上げられた。

■ **スペイン**：社会党は、選挙の候補者名簿に掲載される全候補者の40%が女性でなければならないとする方針を採択した。

■ **オーストラリア連邦、カナダ、及び英国**：諸政党は選挙で選ばれる女性の割合を高めるための対策として、勝ち目のある選挙区、又は「安全」議席に女性を出馬させてきた。

執行力

クオータ制を有効なものにするために必要な主な基準は、配置と執行力である。まず、女性がクオータ制から利益を得るのは、候補者名簿で勝ち目のある位置に置かれ、選ばれるチャンスがほとんどない底辺に埋もれない場合のみである。第二に、法制化された候補者クオータ制は、守られなかった時の制裁が伴っている場合

に、より大きな効果を発揮する。政党が自主的に定めたものであれ、法律で採択されたものであれ、強制力のないクオータ制では、法律にその目標の達成方法が定められていないためか、執行メカニズムが存在しないために政党がそれを無視するためかのいずれかが理由となって、執行困難な目標が設定される場合がある。これに対して強制的クオータ制は、一般的には、配置を義務付けることを通じて、目標を設定するだけでなく、その実施方法をも定める。法律又は党の規則によって、党の候補者名簿の「勝ち目のある」順位、例えば名簿の2位ごとか3位ごとに女性が配置され、それが遵守されるまで選挙管理当局又は党の指名委員会が党の選挙候補者名簿を受理しないようにする対策を導入することが可能である。²⁴

採用された戦略

以下に挙げる戦略—ケーススタディ及びその他の調査から引き出された—は、候補者募集プロセスにおいて男女共同参画に取り組むために取り得る措置について政党に手引を提供するものである。これらの戦略はそれ以外に、開発支援者、党の基盤組織や市民団体が政党との協力や政党への支援において取り得る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 候補者クオータ制に対する政党の支援を活性化し、党の定款の中に成文化する

党の党則や定款には、政党の公的な原則と方針が反映される。党のビジョンを明確に示し、クオータ制など、そのビジョンを達成するのに必要な政策を実施するためには、党則と内規において男女共同参画の原則を規定することが重要である。**エルサルバドル共和国、インド、モロッコ王国**のいくつかの政党は男女共同参画を支援、女性の政治参加を促進する声明と条項を

ビジョン文書と党の内規に定めている。

(b) 党の指名委員会における候補者の募集についてガイドラインを設ける

候補者募集のルールは、党ごとに異なる。ただしプロセスにかかわらず、明確かつ透明で女性の参加を保証する規定を組み込んだガイドラインは、大きな強みである。ルールが成文化されておらず、候補者の選定が少数の党指導者の手に委ねられている場合には、一般的には「男子のみ」のネットワークから排除されている女性が男性と平等な立場で競争することは極めて難しい。より一般参加型になるようにこのプロセスを公開すれば、一部の政党において指導者が曖昧な基準に従って自分の都合の良いように候補者を選ぶ傾向に対抗し得る。ルールでは、達成すべき明確な目標を定めるべきである。

例えばカナダの自由党では、候補者募集における多様性と、女性候補者を含めることに関する規定の遵守を確保するために、候補者募集委員会が設けられた。クロアチア共和国では、社会民主党が中央の議会と地方議会のためのすべての候補者名簿について、「過少代表の性」について40%の自主クォータ制を採用した。「過少代表の性」という言い方は、クォータ制度が女性の選出のみを指していて差別的であると憂慮するかもしれない人々からの反対を阻むためであった。

(c) 履行と、勝ち目のある順位への配置を確保する

最も有効な候補者クォータ制とは、勝ち目のある順位又は選挙区に女性を配置することを定め、その履行を確保するための執行の仕組みについても定めるものである。いくつかの政党は、女性としなければならない候補者の割合を定めるだけでなく、女性が党の候補者名簿で占めるべき位置をも定めている。スウェーデン王

国の社会民主党が、数年前から候補者名簿全体を通じて男性と女性が交互に列挙される「シマウマ型」又は「ジッパー型」名簿を作成しているのがその例である。インドネシア共和国の闘争民主党（PDIP）は2009年の議会選挙で女性の当選を確保するために、いくつかの選挙区で女性を候補者名簿の最上位に置こうとした。コスタリカ共和国では、キリスト教社会統一党（PUSC）が選挙候補者名簿で男性と女性を交互にしている。²⁵

党のクォータ制を実行する最も効果的な手段は、党の執行委員会と候補者選定委員会に対して、クォータ制の規定を守っていない党の名簿や党内の候補者募集プロセスを却下する権限を与えることである。例えばエルサルバドル共和国のFMLN党では、女性局によって全体の35%は女性とするクォータ制の実行が確保されている。カナダでは、自由党の党中央委員会は指名者の3分の1が女性でなければ候補者の指名を承認せず、独自で選んだ候補者を名簿に載せて指名を覆すことさえも行う。オーストラリア連邦の労働党におけるクォータ制は、州と連邦の議会において「勝ち目のある議席」の候補者の40%を女性とすることを義務付けている。候補者名簿に十分に女性が含まれていない場合、州と連邦の管理委員会は、新たな予備選挙



又は選定を求めることができるのである。

法制化されたクオータ制が適用される場合のさらなる対策としては、選挙管理機関（選挙委員会）がクオータ制の実施を監督し、施行中の法律の遵守を確保する権限と手段を必ず持つようにすることがある。中南米及びその他の地域の数カ国においては、選挙管理機関は、政党の提出する候補者名簿が法律の義務付けに従うまでは、その登録を拒否することになっている。

(d) 市民団体と協力して法令順守を監視する

選挙管理機関と党内委員会以外に、数カ国では市民団体が政党によるクオータ制の遵守を監視することによって重要な役割を果たしてきた。市民団体は党の約束を実行するよう政党に圧力をかけ、党指導者に説明責任を負わせる上で役立ってきた。**アルメニア共和国**で、複数の政党が参加している市民団体である女性リーダーシップ・フォーラムが、党指導者層との非公開の会合や交渉を記者会見などの公開イベントと結び付けて、クオータ制の約束を守るよう政党に圧力をかける戦略を展開しているのがその例である。**メキシコ合衆国**では、PAN 党の女性党員が他の政党や市民団体との戦略的同盟を利用して、男女別クオータ制の実施を強く要求している。

(e) 男性との戦略的同盟を培う

多くの政党では、候補者クオータ制や議席枠などの政策を主張する男性が、こうした政策に対する党内の支持を形成する上で極めて重要な役割を果たしてきた。女性の参加が女性党員にとってだけでなく党全体にとっての利益となることを党指導者層に理解させようとするのであれば、男性を改革擁護に巻き込まなければならない。**オーストラリア連邦**の労働党、**カナダ**の自由党、**スペイン**の社会党では、女性が、クオ

ータ制改革を擁護してきた男性の党指導者と協力してきた。**メキシコ合衆国**では、PAN の女性党員がクオータ制改革を支持するよう男性党員に対する教育と働きかけも行って、一般党員の支持を得た。この支持は、議会に改革法を通すために不可欠であった。党内で政治に参加している男女の党員と協力するとともに、外部から市民団体の支援を得るという二方面からのアプローチは、偉大な成果を生み出し得る。

(f) 女性候補者の層を厚くし、スキル研修を提供する

一部の政党指導者は、選挙に出馬するのに必要な自信と経験があり、意欲をもった熟練の女性候補者が不足していると主張しているが、それは逆に、その党がクオータ制における目標に達していないことを意味している。これは、政党が積極的に女性党員を募集しない限り、女性が移行プロセスの場から外される傾向にある紛争後の国々において特に顕著である。候補者クオータ制の実施に加えて、女性の政治参加を支える他のメカニズムを奨励することが重要である。クオータ制が実施されていない国々においては、こうした対策がもっと大きな意義をもつ。

女性候補者の層を厚くし、その政治的能力を形成するための戦略には、**カンボジア王国**における働きかけ活動のための研修と支援、女性の市民団体と党の活動家の連携がクオータ制振興キャンペーン中に国際機関から支援を受けた**モロッコ王国**でのアドボカシー戦略への技術的助言と指導などがある。**カナダ**では自由党が、女性の党への勧誘に役立てるための女性候補者募集ディレクター（Women's Candidate Search Director）を任命した。**インドネシア共和国**では、PDIP の女性エンパワーメント部が同党の研修局と協力して、女性候補者の政治的スキルを高めるための研修プログラムを立案し、実施

した。ブラジルの共和党（PR）は女性の入党を促し、地方の候補者になり得る女性指導者を発掘することを目的に、一部の州でジェンダーに対する意識向上のための自動車パレードを開催した。党の基本政策、目標、達成事項に関心を持つ女性のために、講習会が開かれた。²⁶

政党が、選挙に出馬したことのある女性候補者のネットワークやコミュニティに対して、その当落にかかわらず支援を行うことも有用となり得る。党は彼女らの支持を得て有権者とのつながりを育み、将来の女性候補を奨励することができる。ガーナ共和国では、政党のグループが、選挙に出馬したが落選した女性のデータベースを整備し、彼女らを党の活動と地位に留め、今後の出馬への関心を大事に育てることを目指している。²⁷

(g) 多角的な関係と経験の共有を奨励する

多くの移行期の国では、政党が国際的な利害関係者との戦略的關係に価値を置いている。一部の党は西欧や北米の政党の経験に目を向け、

社会主義インターナショナルの2010年の女性政策

SW（社会主義女性インターナショナル）は「加盟政党が…政治に女性の見解を平等に含め、よって、社会的に正しく、持続可能でバランスのとれた開発を実現することを目指して、選挙によって選ばれるすべての地位及び党内の指導者層内について女性、男性とも最低30%とするクォータ制からスタートし、それだけでなくさらには、可能な限り速やかに50 / 50の代表を達成するために時間的な拘束力のある目標を設定することにより、すべての意思決定機構における女性と男性の均衡（50 / 50）に徐々に到達するための対策を推進すること」を奨励する。²⁸

国際的な政党の系列（政党の国際的グループ）に連なることを目指している。例えば一部の政党にとっては、クォータ制を採用しているということが、その党がより開放的で包摂的な方向に移行しているというメッセージを送るということとなる。例えば、社会主義インターナショナルへの加盟を求める政党であれば、女性の政治的エンパワーメントを推進するための対策を採用することを奨励される。

政党と選挙運動の資金調達

重要な論点

列国議会同盟（IPU）が300名の議員を対象に実施したアンケート調査研究で、女性が政治に参入することを抑制している最も大きな要因の1つが、選挙戦に出馬するための財源の不足であることが判明した。²⁹ 女性は費用のかかる選挙運動を行うのに必要な資金集めが困難だけでなく、政党から財政援助をごくわずかし、あるいはまったく受けないことが多い。金銭が女性候補者に直接的な影響を及ぼす段階が特に2つある。(1) 指名を勝ち取り、党の候補者として採用される段階と、(2) 選挙運動の資金を調達する段階の2つである。

資金調達という課題は男性にも当てはまるが、女性はいくつかの理由により、より大きな財政上の課題に直面することが多い。世界中で、女性の経済的地位は一般に男性よりも低い。人が社会の一員となる過程でジェンダーが果たす役割により、男性は伝統的に「パンを得る者」と位置付けられてきており、そのために男性は、自身で使うための資金を集めることに、より慣れている。女性が伝統的に私的な領域に追いやられてきた地域では、女性は自分自身のために資金を集めることに慣れていないのが通例である。資金を集めた場合でも、多くの女性は家族の目先のニーズにその

政治において金銭が選挙プロセスの中で女性候補者に直接的な影響を及ぼす2つの経路：

- (1) 指名を勝ち取り、党の候補者として採用されるための資金集めにおいて
- (2) 選挙運動を賄うに十分な資金集めにおいて

資金を支出することを優先する。

男性は、財源や専門知識を提供できるビジネスネットワークや専門的ネットワークと結びつく傾向にあるために、党の構造の外部でもより効果的に選挙戦を行える場合がある。ネットワーク論議が党内における「男子だけのネットワーク」についても言えるのは、現在でも政党の指導者層のほとんどが男性優位であり、女性は権力中枢から排除されていることが多いためである。³⁰ こうしたネットワークにおける女性の不在は、女性が効果的な選挙運動を行うのに十分な資金を集める能力を妨げ、堅固な男性現職を相手に出馬する時には、それが特に著しい。その例外となるのは、しばしば有名政治家の配偶者、娘や姉妹であるが、それは、彼女たちが、その関係のおかげで家族の資産やコネクションを利用できるためである。³¹

多くの開発途上の民主主義国では、多額ではない立候補の供託金を支払う資金さえ不足しているために、女性が選挙プロセスから締め出される場合がある。資金不足を最も苦しく感じるのが新興政党や議会に議員を送り出していない政党であるのは、こういった政党は一般的に公的資金を受け取る資格を持たないためである。このような場合、女性候補者は交通費や選挙資材の費用も自ら賄わなければならない、有権者のところに向くための交通費が極めて高い農村部では、このことが特に問題になり得る。³²

必要な財源は、選挙サイクルが進んでいく過程によって変動する。初期に女性が直面する最大の課題の1つは、党の指名を得るための初期資金の調達である。初期資金とは、露出を得る、名前の認知度を高める、移動する、キャンペーンチームを組織する、そして最終的には党の指名を勝ち取るなど、立候補のためのキャンペーンを開始するのに必要となる当初資金である。選挙運動の初期資金の多くは、候補者自身から出すことが多く、この自己資金調達が、特に女性にとっては大きな障害となることが多い。指名を勝ち取った後では、党の支援が増え、認知度の高まりが追加的な財源を引き寄せる場合がある。³³

採用された戦略

以下に挙げる戦略は、主として、選挙資金の調達に際して女性が直面する課題に特に対処するために取り得る措置に関して政党の手引きとなるためのものである。さらに、こうした戦略は開発支援者、党の基盤組織及び市民団体が政党との協力及び政党への支援を行うために取る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 資金調達ネットワークを設立する

女性の資金調達のためのネットワークや組織は、女性候補者への資金の流れに莫大な影響を



及ぼす。オーストラリア連邦、カナダ、カンボジア王国、英国及び米国での調査は、女性のための資金の調達と流通において、資金調達グループが極めて大きな影響力を及ぼしてきたことを明らかにしている。これら資金調達ネットワークは、党の指名を求める初期段階において、女性に重要な元手資金を提供することができる。さらに、公的資金の提供が行われず、候補者が選挙に出馬するために私的な資金を調達しなければならない場合には不可欠な資金源となる。

女性が党の指名を勝ち取るためには、選挙運動のプロセスの初期に資金が必要であるという理解が着想となって、米国でエミリーズ・リスト (EMILY's List) が設立された。Early Money is Like Yeast (EMILY's) List とは、米国政治における進歩的な民主党の女性がかつと財源を得られるようにする資金調達ネットワークである。男性と競争する候補者として選挙運動を行っていることを真面目に認識されるのに必要な元手資金を女性が得ていなかったことを理由に、EMILY's List が初期資金を女性に提供してきたのは、「初期資金 (Early Money) はイースト菌 (Yeast) がパンを膨らませるように選挙運動資金を膨らませる」からである。このネットワークは共和党のウィッシュ・リスト (Wish List) を含めて、他の諸外国での類似のイニシアチブにも着想を与えてきた。これらネットワークは個人からの寄付金を一つにまとめて、推奨する候補者に資金を配分している。

(b) 女性候補者を支援するための党内基金を設ける

一部の政党は、女性候補者に選挙運動費用を援助することを目標とする基金を設けている。カナダでは自由党がジュディ・ラマーシュ基金 (Judy LaMarsh Fund) を設けた。これは女性候補者が議会に選出されるのを支援するために、資金を調達し、支出するための党のメカニ

ズムである。自由党が基金の支出方法と資金の受け取りについて、どの女性候補者が優先されるかを直接に統制している。この基金は、カナダの政党財務に対する規制の枠内で運営しなければならない、主に資金集めのイベント、ダイレクトメールやインターネットを通じて資金を調達している。この基金は、黨員集会で選ばれる女性の人数を増やすことに大いに貢献してきた。

女性候補への補助金には、以下が含まれ得る。

- 保育費の払戻し
- 選挙運動のための交通費
- 被服手当の配分
- 印刷資料などの選挙運動費用の提供

(c) 女性候補者に補助金を提供する

積極的な選挙運動では、ほとんどの人、特に家族を持つ女性には出す余裕のない一定水準の財源、時間、フレキシビリティが要求される。多くの家庭では、女性が育児の主たる責任を引き受けており、この責任は長時間にわたる選挙運動と両立することが極めて困難な場合が多い。カナダでは、自由党が、選挙運動関連の支出のために女性候補者に補助金を提供することによって、こうした課題に対処しようとしてきた。全国レベルでは、財政援助プログラムにより、女性やマイノリティの候補者は指名を求めに際して発生した保育費について最高で 500 カナダドル、地理的な長距離の乗車の旅費について 500 カナダドルの払戻しを受けることができる。³⁴ 現職が退任する選挙区で指名を求めに際して掛かった費用については、さらに 500 カナダドルが提供される。カンボジア王国では、サム・ランシー党が選挙運動中に着用するにふさわしい衣服や遊説のための自転車を含めて、いくつかの基本的品目を女性候補者に提供している。政党にとってのもう 1 つの追加的選択肢は、一部の女性にとっては運動を思いと

どまらせるほど高い場合のある党員費や候補者指名料金を援助することである。

(d) 指名と選挙運動の出費を制限する

女性が選挙運動に必要な資金を調達することができる場合でさえ、彼女たちは当選し、男性と直接的に競争するのに十分なレベルの資金を調達することはできないかもしれない。数カ国においては、党の指名を勝ち取ることがますます費用のかかる課題になっており、1度の選挙サイクルにおいて高額な選挙運動を2度（党の指名を勝ち取るためと、選挙運動を賄うこと）行う必要があるため、資金調達は気折れのする仕事になってしまう。最も多くの資金を調達する候補者が、党の指名を勝ち取る例があまりにも多い。これは、代表に出ることに対する金銭の影響が莫大である**米国**や、その他、候補者中心の選挙制度である**ナイジェリア連邦共和国**などの国で、特に問題となっている。この状態により、過少代表であるグループは政治に参加する上で、特に不利な立場に置かれている。指名争いに支出される資金に上限を設定し、選挙運動期間を制限することが、少数派のグループに、より公平な競争条件を提供するための救済策として提案されている。³⁵

(e) 政党に対する公的資金の提供

公的資金の提供は、選挙期間中に競争条件を公平にするために用いられる仕組みの1つであり、議会に代表を出している政党に対して行われるのが通例である。公的資金は受益者には何ら義務を負わせずに提供されるのが通例であるが、女性の政治的エンパワーメントに取り組むことを党に奨励するような方法で規制することが可能である。

■ **メキシコ合衆国**：選挙法の第78条には、政党に提供される公的資金の2%が、候補者及び政治家としての女性の能力開発に明確に使われることを義務付ける「2%法」が規定されている。

■ **ブルキナファソ**：2009年のある法律では候補者クォータ制を定め、女性候補を選定した政党に対する実質的な金銭的報奨を規定した。選ばれた候補者の30%が女性であれば、その政党に50%増額した公的資金が提供されるのである。³⁶

■ **フランス共和国**：1999年に行われた憲法修正は、均衡の原則を正式に定め、中でも、選挙への指名を得る候補者の50%は女性でなければならないとした。下院への候補者の選出について、政党は両性が50%ずつの候補者を提示しない場合に財政的制裁を受ける。政党は、両性の候補者数の差が候補者名簿に記載されている候補者の合計人数の2%を超えた場合には、提供される公的資金の一部を失う。³⁷

その他にもいくつかの提案が、アイルランドとガーナ共和国でなされてきた。**アイルランド**では、2011年の政治資金調達に関する総選挙枠組法の修正法案（General Scheme of the Electoral (Amendment) (Political Funding) Bill）で、政党を代表する総選挙候補者の30%が女性にならない限り政党への資金提供を半減することを提案した。³⁸ **ガーナ共和国**では複数の政党が集まって作ったグループが、議会選挙と大統領選挙において女性志願者を支えるために、女性基金を創設することに関心を示した。2011年に行われた超党派の成果である、ある声明において、複数の政党は、政党に提供される公的資金の10%を女性志願者に直接割り当て、女性出馬者にとっての料金は大幅に減額することを提案した。³⁹

公的資金の提供と女性候補者：

- **フランス共和国**：党の候補者の50%が女性でない場合には、公的資金が減額される。
- **ブルキナファソ**：当選した候補者の30%が女性である場合には、党の公的資金が増額される。
- **メキシコ合衆国**：公的資金の2%は、女性のエンパワーメントに使わなければならない。

間接的に公的資金を提供するもう1つの方法は、国営及び民営のメディアへのアクセスを利用することである。これは候補者と有権者の間につながりを深めるものであり、政党の選挙運動の重要な構成要素である。無料でメディアに登場できる時間は、いわば現物補助であり、**東ティモール民主共和国**では、選挙への女性の参加を促進する1つの方法として使われた。女性を党の候補者名簿の高い位置に置いた政党は、メディアに登場する時間を余分に与えられたのである。

(f) 女性に対する研修に専用の資金を割り当てる

女性が政党で首尾よく昇進するためには、政治経験における歴史的な格差を埋めなければならない。政党が女性を指名しない又は昇進させないことを正当化するために一般的に用いる説明は、政治で成功するのに必要なスキルを持っている女性があまりにも少ない、というものである。

政党は、女性に研修を施すことを目的とするプログラムを設けて資源を配分することによって、この格差を克服することができる。これは以下に示すように、中南米ではかなり一般的に実践されていることである。

■ **エルサルバドル共和国**では、様々な政党の女性活動家が集まって、女性に研修を行う超党派機関を結成した。研修は、党のより広い課題である場合が多いことから、十分な研修を積んでいる女性はそのスキルを活用して、他の党员のために自らの研修を再現し、党にとっての彼女らの価値を高めることができる。

■ **メキシコ合衆国**のPANは、女性候補者向けのセミナー、ワークショップ、フォーラムや講座を通じて、女性と男性の政治能力を同じレベルにしようとしている。研修ではニーズに応じて様々な主題を取り上げているが、動機付け、姿勢、チームワーク、女性にとっての関心事が含まれている。女性の参加を高めるための努力として、選挙運動や選挙運動コーディネーターになることに関心を持つ女性向けに講座が提供されてきた。⁴⁰

(g) ジェンダーの問題への対応力を持つ予算編成のやり方を適用する

政党は、女性に関して資金がどのように支出されているかを熟考することもできる。その手段となるのは、党の全支出がどのように男性と女性の党の活動家に恩恵をもたらしているか、女性に特定した党組織にどのように資源が割り当てられているかを分析することである。選挙運動費用をジェンダーの視点から分析することも、価値ある実践になるだろう。政党は、**セルビア共和国**におけるように、政府においてジェンダーの問題に機敏に対応する予算編成のやり方を始めることができる。同国では、女性が公的資金から恩恵を受けることを確保することを担当している地方レベルの男女共同参画委員会に政党が参加しているのである。

III

選挙期間



JNDP/MARIE FRECHON

選挙運動と選挙の準備

重要な論点

政党と候補者は、選挙における主要な関係者である。彼らは公職を争い、選挙運動を実施し、有権者に投票を訴える。選挙の法的枠組みと管理は政治的・文化的環境と相俟って、選挙の結果に顕著な影響を及ぼす。⁴¹ 選挙期間中、政党の活動は、選挙運動の実行、候補者への支援、有権者への働きかけに向けられる。政党はこれ以外にも、開票や集計のプロセスを含めた選挙の実施管理への参加や監督を行う場合がある。

選挙運動は、政党が選挙で勝つチャンスを中心をなすものである。選挙運動のルールは、選挙運動戦略が政党ごとに異なるのと同じように、国ごとに異なる。立法の枠組み、社会規範や文化、経済状況、開発の水準や政治制度の種類などに影響を受けるのである。全国的な選挙運動は極めて高い費用が掛かる場

合があり、いくつかの国では、集めた資金の額が選挙運動の成否に直接の影響を与える。しかし、女性候補者が男性候補者と同じ水準の資金を集めること、ひいてはメディアへのアクセスを得るために苦労することがあまりにも多い。女性候補者は選挙運動で目立たないことが多い一方で、党の指導者や現職（通常は男性）が党の宣伝、メディアでの露出時間、選挙ポスターを支配するのである。

IPU が 300 名の議員を対象に実施した調査で、回答者の半数が、選挙運動、有権者への接触活動や働きかけの手法に関する能力増進が、選挙候補者を支援するために最も重要であると答えた。⁴² 一部の回答者は特に、他国の「姉妹政党」によって実施された研修の有用さに着目していた。政党が女性の選挙運動スキルを伸ばすのを支援し、選挙期間に女性を参加させることを促進するための措置がいくつかある。女性の市民団体、党の基盤組織や開発支援組織は、女性を選挙運動の実施に備えさせ、研修することに関わって来た。このため政党は、多くの国々で選挙運動期間中に女性候補者の能力を増強するために貴重な資金的・技術的資源を提供している国際機関や女性の市民団体に、戦略的な支援と連携を求めることができる。政党は男女共同参画と女性のエンパワーメントに関する党の立場を明確に表現して、マニフェストと選挙運動のメッセージが必ず女性有権者に向けられるようにすべきである。

採用された戦略

以下に挙げる戦略は、主に選挙運動と選挙の期間中に支援を提供するために取り得る措置について政党に手引きを提供するためのものである。これらの戦略は、それ以外に、開発支援者、党の基盤組織や市民団体が政党との協力や政党への支援において取り得る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 女性候補者に研修とメンターを提供する

女性候補者の選挙運動スキルを強化し、女性により多くの教育の機会を提供することが、女性が選挙に出る機会を増やす上で重要である。こうした研修は、資金調達、メッセージの策定、メディアとの協力、有権者との交流活動や有権者への働きかけの手法の構築、選挙運動の計画立案、有権者に対する対象を絞り込んだ交流活動の方法の考案などを対象とすることができる。⁴³ 例えば市民団体や国際支援者は、女性の選挙運動スキルの強化を中心とするプログラムにおいて優れた連携相手になりうる。

さらに、政治で出世しようとする女性は、以前に選挙運動に参加したことのある他の女性の経験から恩恵を受けることができる。

政治で出世しようとする女性は、初めて候補者になった女性と、以前に選挙運動に参加したことのある女性とをペアとして組み合わせるメンタリング・プログラムから恩恵を受けることができる。

オーストラリア連邦では、労働党が自身のEMILY's Listを通じて、まさにこの目的で、初めて候補者になった女性が、より多くの経験を積んでいる政治家とペアを組むメンタリング・プログラムを設けた。英国では、保守党のWomen 2 Win（同名のウェブサイトを含む。）が、新規の女性党員を募集し、彼女たちに党内で成功するのに必要な研修、メンタリング、支援を提供する上で積極的な役割を果たしてきた。

(b) 選挙運動で女性が必ず目立つようにする

女性の党活動家と候補者は、その政党にとって有用なスキルと特性を具現しているが、認められないまま選挙運動で十分には活用されないことが頻繁にある。女性が党の選挙運動に参加しないことが極めて多いのは、名前が幅広く認知されている党の指導者や現職が優先されるためである。政党は、テレビ広告やキャンペーンポスターを含めた党の選挙運動に女性を参画させることを積極的に促進したり、女性を党のスポークスマンに任命したりすることによって、女性候補者の露出や名前の認知度の向上を促進することができる。いくつかの国の女性党員は選挙運動中に自党の女性の立候補を促すため、パーソナルウェブサイトなどの新たなソーシャルメディア・ツールや、Facebook、Twitterなどを利用して、創意あふれるやり方で新しいテクノロジーを利用してきた。⁴⁴

一般大衆への積極的な働きかけでは、女性に対する文化的・社会的な偏見—特にメディアが長続きさせている偏見—に対抗し、女性の社会参加が社会全体にもたらす利点を強調することができる。女性候補者を宣伝するために政党にメディア露出時間を無料で又は追加で提供するなど、選挙運動での女性の認知度を高めるために政党にインセンティブを提供することもできる。東ティモール民主共和国では、前述で強調



UNDP ANGOLA

したように、女性候補を指名し、女性候補が選挙運動で目立つことを確保した政党には、無料でのメディア露出時間を追加して提供した。米国では、民主党が、テレビでのキャンペーンの広告に女性の画像を含めることを候補者に奨励している。

政党は、女性候補者が、当選のチャンスを大いに高める可能性のある選挙戦の機構—選挙運動スタッフ、警備、会場、資金へのアクセス—を利用できることをも確保すべきである。

(c) 女性にとって優先課題である論点に関する政党の立場を明らかにし、周知する

政治綱領は、政党の成熟において重要な要素であり、政党がその独自性や特性に基づいてではなく、論点に関してお互いに差異を示すのに役立つ。女性に関する政策の優先を明確にすることは、女性有権者の支持を勝ち取り、政党の選挙結果に有利な影響を与えるための戦略になり得る。女性議員が、ジェンダーに起因する暴力の防止に尽力する最前線に立つこと、育児休暇や保育を優先課題とする傾向にあること、女性の議会へのアクセスを強化する選挙改革や男女共同参画に関する法律が議会の組上になることを確保する上で大いに役立ってきたことがその例である。⁴⁵ 女性の関心事を党の政治綱領に組み込むことが女性候補にとって助けになり得るのは、女性有権者の心を動かすための実際

的な売りとなる点を提供するからである。政策上の論点を明らかにすることができる政党は、女性有権者の関心に機敏に対応できる党としてより有利な位置に立つことができるため、ひいては候補者のためにより多くの女性票を集めることになる。

■ **カナダ**：自由党は、女性にとっての優先課題に関する党の立場を明らかにし、説明する「ピンクブック」をシリーズで出し、広めている。

■ **インド**：BJPの女性党員は、18歳になった時に教育資金として利用するために、マディヤ・プラデシュ州で生まれたすべての女児の預金口座に10,000ルピーを入金するという政策を導入して、党に多数の女性有権者を引き付けた。

■ **ペルー共和国**：選挙期間前のキャンペーンで、キリスト教人民党（PPC）は政府計画の女性と機会均等に関する章を改正するキャンペーンに着手し、その過程で同党の政治綱領の宣伝も行った。ま

た、PPCは共和党国際研究所（IRI）との連携・資金供与により、公聴会や、対象とする団体との会合を通じて一般大衆に情報と意見を求めた。⁴⁶

(d) ジェンダーに配慮した選挙の監視と警備の提供

政党には、投票プロセスを厳密に監視し、反則をチェックして選挙期間中に番人としての役割を果たすという重要な務めがある。買収による票集め、有権者に対する脅し、投票用紙の不正や拙劣なやり方は、選挙の正しさを損なう。警備の悪さは、男性に対してとは違うやり方で女性の有権者と候補者に影響を及ぼす可能性があり、女性であるがゆえに暴力を受ける恐れが高い場所ではそれが特に顕著である。このような事態は、特に紛争後に選挙が行われる時に蔓延する場合がある。⁴⁷

したがって、政党は油断せずに目を配り続ける必要があるが、このことから、投票者が威嚇されることなしに票を投じることができる状態を確保するために、登録と投票のプロセスにおいて党の職員や監視員を置くことが必要になる場合がある。政党は、集計や投票箱を輸送する際の監視員の安全をも確保すべきである。⁴⁸ 実地の監視においては、監視員が記入するチェックリストに必ず身内で結託した投票、暴力や

政党の監視員が用いるチェックリストには、以下のようにジェンダーに焦点を合わせた質問を含めるべきである。

あなたの配属されている地区には、有権者及び／又は候補者として女性が参加することにプラス又はマイナスに作用すると思われる問題がありますか？



脅し、又は選挙への女性の自由な参加に影響を及ぼすその他の違反に関する質問を含めるようにするなど、政党がジェンダーの視点を含めることが重要である。⁴⁹

政党には、党の職員を採用し研修する責任があるが、党はこの番人の務めを果たすために積極的に女性を採用しようとすることができる。このことは、女性専用の投票所においては特に重要である。このような投票所においては、男性の存在が禁止されうる。でなければ男性の存在が女性有権者に対する威嚇となる場合がある。党の監視員の存在には、他の利点がある場合もある。監視員が目立つことによって投票中の女性の安全確保に貢献するだけでなく、自党の支持者をもけん制して、彼らが有権者を脅さないことを確保したり、こうした事例を報告したりすることもできるからである。

(e) ジェンダーに配慮した有権者への情報提供

自党の支持者が有権者登録を行い、投票日に有効票を投じられることを確保するために、有権者教育を実施することは政党の利益になる。政党は有権者への情報提供キャンペーンに多大な資金と時間を投資しており、積極的に女性有権者に向けたメッセージを發し、女性有権者が選挙に伴うプロセスを確実に理解することができる。有権者への情報提供キャンペーンでは、女性に対して、彼女たちの票が社会全体にとって持つ重要性を強調し、社会の平等な成員として投票するのは女性の権利であるこ

とを強調すべきである。**南アフリカ**で、アフリカ民族会議女性同盟（ANCWL）が2009年の全国総選挙中に、民主主義を確固たるものとするために投票権を行使するよう女性有権者を動員しようと、60日間のノンストップ選挙運動キャンペーンに着手したのがその例である。⁵⁰

女性は有権者向けの情報提供キャンペーンの管理、企画や実施に参加すべきである。こうしたキャンペーンや教育セミナーの開催には、そのメッセージと内容を各国の社会文化的背景、識字水準や政治状況に合わせて微調整することだけでなく、後方支援の慎重な選定と組織化も必要である。安全で女性が威嚇されていないと感じられる学習環境を確保することが重要であり、必要であれば女性専用の研修を検討しても良い。伝統的コミュニティにおいては、女性は男性と分離され、移動の自由や教育の自由の水準が異なる場合がある。⁵¹ 有権者向け教育を担当するすべてのチームに女性を含めるべきであり、必要であれば女性だけで構成することも可能である。⁵²

大衆一般を対象とした有権者向けの情報提供キャンペーンには、ジェンダーに敏感なメッセージをも含めて、身内で結託した投票を防止するために投票の秘密を重視し、民主主義を確固たるものにするために女性の政治参加が重要であることを強調すべきである。メッセージでは、男性に対して女性候補者への投票を検討することを奨励しようとしてもよい。

IV

選挙後の期間



ジェンダーに対応力のある統治

重要な論点

民主的ガバナンスを前進させるためには、包摂的で対応力のある政治プロセスと、女性のエンパワーメントという環境を創り出すことが必要である。女性の視点の包摂と女性の政治参加が、民主的発展の前提条件であり、優れたガバナンスに貢献する。だが世界的に見れば、女性は依然として意思決定機構において過少代表のままである。調査の結果、議会における女性の数が重要であること、最少でも、議会にいる女性の数が多ければ多いほど、その党は女性にとっての課題を取り上げ、議場における男女の力学を変える傾向が高いことが立証されている。⁵³ 女性国会議員が占める割合は、政治討論の性質に大きな影響を与える。

“ 政党は、女性党員にとってのニーズと機会を体系的に分析することから利益を得ることができる。 ”

議会その他の立法機関に女性の存在がなければ、政党は政治において男女共同参画が取り上げられることを積極的に確保する必要がある。政党は、どの課題が政治討論のテーマとなるかを決定する上で影響力を持つ。政党は政策を立案し、政治の優先順位を設定するのであり、よって、女性の関心事を取り上げる上で戦略的な立場にある。実際問題としては、政治においてジェンダーの問題を取り上げる上での政党の実績は成否さまざまである。本セクションに示す例を見ると、選挙後の政治において男女共同参画に取り組むために政党がとってきた手段についていくつかの洞察が得られる。

採用された戦略

以下に挙げる戦略は主に、選挙後の政治において男女共同参画と女性のエンパワーメントを推進するための措置について政党に手引きを与えるためのものである。これらの戦略は、それ以外に、開発支援者、党の基盤組織や市民団体が政党との協力や支援において取り得る措置についてのアイデアをも提供する。

(a) 男女共同参画についての評価を実行する

選挙後の期間は、政党が男女共同参画についての評価を実施する上で戦略的に重要である。政党は女性のエンパワーメントを推進するための戦略を立案する際に事実考証に基づかない証拠に依拠することが多いが、そうではなく、もっと党内で行われる実績調査に依拠することが

可能である。政党は、調査、フォーカスグループ、世論調査や選挙結果から得られるデータに基づいて女性党員のニーズと機会を体系的に分析することから利益を得ることができる。さらに、政党内における男女共同参画についての調査に、党の機能に適用される規定、政策や公約、それに党内で女性が占めている地位の検証を含めてもよい。このことは、男女別に分けたデータの記録を最新状態に維持することによって円滑に進めることができる。

政党は選挙の後で、選挙運動におけるジェンダー問題に関する自党の実績と注目の程度について評価を行うことから利益を得ることができる。政党は、候補者への資金提供や募集規定など、特定のやり方又は規定が、選挙中に直接的又は間接的に女性を不利な立場に置いたかどうかを評価することができる。次に、このような評価で得た所見に合うように、措置又は戦略計画を立案し、微調整することができる。新たな党方針の採択又は改革への着手はいつでもできるが、選挙後の期間にこれに着手することには戦略上の利点がある。**カナダ**で、新民主党(NDP)が、州の1つで選挙後に多様性についての監査を完了し、この監査から、過少代表の有権者のメンバーが、勝ち目のある選挙区でより多くの女性候補者を指名するための行動計画を策定することができたのがその例である。**キルギスタン**では、開発支援組織と市民団体によって、ジェンダーの観点からの政党のマニフェストの分析と、全国及び地方のレベルの政治において女性が置かれている状況の評価が行われた。

(b) 新規に当選した議員に研修を実施する

新たに当選した議員のほとんどにとって、議会での仕事は新たな経験である。議会事務局が新議員に就任研修を実施することも多いが、政党が議会という環境における政党の機能の仕方

について党員である議員グループに独自の研修を実施することも多い。この研修は総合的なスキル開発を提供することと、女性党員を対象に、多くの規定と手続きを解説・案内することを手助けすることができる。

(c) ジェンダーに配慮した議会改革を推進する

政党は議会における政治集団として、議会の文化を変えるために機能し得る。女性が議員になる時には、ジェンダーによって区別されている分野、すなわち制度的な文化や運営手続きが女性にとって不利に偏っている政治環境に入る傾向がある。女性の活動条件が女性の参加を促すものとなることを確保するためには、政治風土について見直しを実施することが必要な場合がある。議会の会期、女性議員用施設の位置、育児休暇規定などの問題を検討することは、女性の参加を促進するための前向きな改革につながる可能性がある。このように、女性の参加を阻む障害を取り除くことが、男女双方のニーズと利益に機敏に対応するジェンダーに配慮した議会を創り出す上で不可欠なのである。⁵⁴

南アフリカ共和国では、アフリカ民族会議の議員団の女性メンバーが1994年に議員になった時に、議会の制度改革の必要性を大きく取り上げた。生徒が休みになっている時期に議員が休会中であるか、選挙区に充てる時間を取れるように、議会のカレンダーを学校のカレンダーと合わせるようにすることを求めたのである。

南アフリカ共和国では、議員が家族の面倒を見たり、ジェンダーに対する議会の配慮を強化したりするために、女性党員が議会のカレンダーと会期を変更することを強く要求した。



UNDP/PERICK RABEMANANJONO

彼女たちは議員たちが家族の面倒を見られるように、夕方のより早い時間に審議を終えること、また保育施設を設けることも強く要求した。⁵⁵

(d) 党の方針においてジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントを確保する

IPUが300人の議員を対象に調査を行った結果、政党の方針が議会の優先課題と議事予定の主な決定要因であることが明らかになった。執行委員会など、政党の意思決定機構は大きな影響力を持っている。だが女性は依然として、こうしたグループにおける過少代表のままである。実際問題として、すべての政党が男女共同参画を推進している、又は公約を実際に守っているわけではなく、党員の中で意思決定を行う地位のトップに就いている女性はごく少数である。予測されるように、与党の支援はジェンダー関連の法律を導入し、制定する上で最も重要な要素の1つである。⁵⁶

政党は、少なくとも次の2つの方法で、政策立案を通じて女性のエンパワーメントを促進することができる。

- (a) ジェンダーに基づく暴力への対抗又は育児休暇若しくはリプロダクティブ・ライツの問題を対象とするなど、ジェンダーに固有の政策改革を支持する。
- (b) 司法アクセス、保健、国籍、労働、土地

の権利、社会保障、相続権などの領域における男女共同参画の推進を含めて、党のすべての政策論議や優先課題においてジェンダーの視点が主流化されることを確保する。⁵⁷ 議会は、女子差別撤廃条約（CEDAW）のような国際条約が翻訳されて国の法律となり、政府の措置がそれを踏まえて行われることを確保することもできる。

ジェンダーの視点からの分析を実施するために、党のグループの男女双方のメンバーの能力を開発するべきである。政策立案、法律の見直し及び資源配分は、それらが男女双方に及ぼす影響を踏まえて行わなければならない。このことには、男女共同参画を扱う専門委員会のジェンダーの視点から予算分析を実施し、データにアクセスできる権能を支持することも含みうる。これに関係する組織的対策は、女性会、党内の政策委員会、又は女性議員団が出す決議及び勧告を必ず踏まえて、政党内での政策立案を行うようにすることである。

■ **スペイン**：社会労働者党（PSOE）は、男女共同参画法可決の発起人となり、政策形成プロセスにジェンダーを主流化しようと努めた。PSOEは2004年以降、農業改革、扶養家族の介護、候補者クォータ制の法制化を含めて、いくつかの法案を導入している。

■ **モロッコ王国**：USFPは、議会で国籍法などの問題や男女共同参画法の可決などの問題を大きく取り上げた。

■ **ルワンダ共和国**：議会改革により、相続・継承法（1999年）、児童保護法（2001年）、ジェンダーに基づく暴力禁止法（2009年）に焦点が当てられてきた。女性は、

国籍、集団虐殺罪の分類、証人保護に関する法律を含めて、他の立法がジェンダーに敏感で、児童に配慮することを確保する上でも影響を及ぼした。

党の規律により、男女共同参画の課題に取り組む議員の力が限られる場合がある。大抵の場合は、党の方針により、議会における政党グループが特定の問題にどのような投票を行うかが決まる。このため、個々の女性議員に非現実的な要求をすることは避ける必要がある。党の同質性が極めて強い場合には、個々の議員が党の方針に沿う以外の行動をとる余地が限られる場合があるからである。⁵⁸ このことにより、党の方針においてジェンダーの主流化を確保することの重要性が強まる。

ジェンダーの主流化に必要なのは、政策立案、法律の見直し及び資源配分が男女双方に及ぼす影響を踏まえて行われるということである。

(e) 女性が空席に就き、それを保持することを確保する

議会に議席を持つ女性の数は、議会の会期中に増減する可能性がある。女性議員が辞職する、又は閣僚職に就き、議席を空けなければならない場合があるからである。このような場合（補欠選挙が行われない場合）、政党は女性の空席に女性が就くことを確保できる。政党は、女性議員の割合を増やすための方策として、空いたどの席をも女性で埋めると決定することもできる。政党は、将来の選挙において女性議員を必ず維持できる方法を検討してもよい。大抵の場

合、女性議員の離職率は男性よりも高く、どのような種類の奨励や支援を必要としているかを女性自身に訊ねれば、この傾向を反転させることになるかもしれない。例えば**ガーナ共和国**では、いくつかの政党が、今後の議会選挙で現職の女性議員を保持し、空席が出る場合には確実に女性の現職を女性で補充するよう努めると言明している。⁵⁹

(f) 女性の超党派のネットワークと女性の議員団を支援する

世界中の女性が、議会における少数派として、同盟や連携を組んで政策の変更に影響を及ぼすことには戦略的な利点があることを実感してきた。女性議員団は、政党の垣根を越えて女性を一堂に集めて興味と関心事を共有するだけでなく、政策立案と政府の措置に対する監督においてジェンダーを主流化するための有効な話し合いの場になり得る。⁶⁰ 具体的に言えば、議員団の活動には女性議員の能力強化に対する支援の提供、法案の分析の実施、市民団体に対する意見聴取の開催、関連問題に関する公開ワークショップの開催、女性議員が自党の指導者に働きかけができるように課題に関する共通の見解の明確化、ジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントに関する政府措置の監督などを含めることができる。

女性議員団に政党が支援を行えば、次に挙げのような積極的な結果を生み出すことができる。

■ **メキシコ合衆国**：クオータ法が実を結んだのは、全主要政党の女性議員が議会の内外で協力して、クオータ制を支持するよう男性同僚議員に圧力をかけたためであった。

■ **アルメニア共和国**：多党間の連携により、議会のクオータ制に合意するよう主要政党のほとんどを説得することができた。女性党員が共同合意されたメッセージを取り上げて、それを各自の党において内部のアドボカシーに合わせて仕立て直したのである。

■ **エルサルバドル共和国**：エルサルバドル共和国現職・元女性議員協会（The Association of Salvadoran Women Parliamentarians and Ex-Parliamentarians）は、議会の内外で女性の政治的発言を強化しようとしている。同協会は、女性をもっと効果的に政治的な仕事をするようになるのに役立つ交流活動や組織化のスキルに関する研修・ワークショップを行っている。

■ **キルギスタン**：女性による法的イニシアチブ推進協会（Association for Women's Legal Initiatives）は女性議員、ジェンダー問題の専門家、女性NGOの活動家を団結させており、法案の分析を行う能力の開発などの分野を含めて、女性議員団を強化する上で役立ってきた。⁶¹



(g) 市民団体と戦略的提携を組む

政治活動を行う女性と市民社会との連携の構築は、政策課題を進める上で有効であり得る。多くの場合、特に政党が女性の政治的エンパワーメントを推進するために憲法の改正又は法律の制定を行おうとしている場合に、政党内の活動家は目標達成のために市民団体と緊密な協力を行ってきた。市民団体と女性組織が、彼らにとって望ましい政策変更を提唱するよう、女性の党活動家を戦略的に対象とする場合もある。いずれのシナリオにおいても、市民団体は政府に圧力をかけて、改革を求める一般の要求を盛り上げていくことができる。

■ **モロッコ王国**：国内外の市民団体が協力していくつかの政党の女性を一堂に集め、女性党员団をつくる動きを高め、クオータ法への支援方法についての戦略を練ってきた。

■ **ペルー共和国**：中南米における新たなジェンダークオータ制の波に乗り、女性組織連合が党の中の女性と協力して、候補者クオータ制の可決を提唱することができた。

■ **スロベニア共和国**：女性指導者や他の著名人が超党派的に連携して、政治において女性が平等に代表されること、すなわち2004年の欧州議会選挙における全候補者名簿の40%を女性とするクオータ制に対する暫定的保証を組み込むための憲法改正を主張することに成功した。⁶²

(h) 党员の意識を高め、男性と協力して取り組む

男女共同参画を制度化することは、党が採択する方針と手続きが、党员、特に議員団のメンバーによって実践されることを意味している。具体的な目標を定めて政治公約を明確に表現するなどの政党の大望も、男女の党员による支持と自発的取組を伴わなければほとんど意味がない。ほとんどの議会においては男性が多数派で政党の指導的機構を支配しているため、変革を実施する上で男性は不可欠なパートナーである。このため、男女共同参画について、党员、特に男性の意識を高めるために、党内の研修プロセスが必要になる場合がある。通常、新人議員に対して行われるオリエンテーション研修に、男女共同参画に関する規定を含めるべきである。

党の指導者層の支持とビジョンが、この点に関して極めて重要である。**スペイン**では、PSOEの指導者サパテロが、自分は筋金入りのフェミニストであると公言して、スペインの政治においてフェミニズムを取り巻く感性を変えた。このことは、女性が党内で男性と平等に扱われ、女性党员の意見が男性党员と同程度に検討の対象となるという波及的効果を及ぼした。

結論



女性の視点を政治に取り込むこと及び女性の政治参加は、民主的発展のための前提条件で、優れた統治に貢献するものであり、政党は政治参加を実現するための主要な媒体である。選挙サイクル全般を通じて女性のエンパワーメントの新たな取組を積極的に推進することは、政党にとって政治的・財政的な利点をもたらす可能性がある。改革を通じてオープンかつ正式に女性の参加を支持することにより、政党は世論を変え、新たな支持基盤を生み出し、新規の党員を引き付け、党への公的資金の流れを増やし、他国に対する立場を向上させることができるが、この他にも政治的・実質的な利点は数多くある。

女性の政治参加を阻む障害を克服するためには、政党による正式な支持が必要である。ジェンダーに関する偏見は、世界中に蔓延しており、社会生活、経済生活、政治の世界に反映されている。多くの国で、女性は依然として男性と直接に競い合うこと、大勢の前に姿を見せて人と交流することを押し留められ、意思決定から女性を遠ざけるような役割に就かされている。

こうした偏見が、女性の経済的地位の低さや世界中での相対的貧困を増幅し、永続させている。これらは、選挙のサイクルのどの段階においても、女性が政治に参加することをほぼ不可能にしている、最も重要で直截的な障害の一部となっている。例えば、女性が管理できる資源はたとえあったとしても男性より少ないため、女性は指名を受けたり、選挙に立候補したりするための独自の選挙運動を賄うことができない。また、外部からの資金提供、ノウハウ、影響力あるネットワーク、ロールモデル、経験豊富なメンターなど、選挙運動を支えるための資源も男性の場合より手に入れにくい。政党内では、指導層や意思決定を行う地位に就いている女性の数が限られていることに、こうした偏見が顕著に反映されている。

反対に、女性は、草の根レベルで政党を支える、又は党の指導者層の男性を支える地位や活動では多数派となっている。政党において権力を持つ地位は、しばしば非公式で一極集中し、新参者、特に女性には近づくことのできないし、固まった関係や影響力あるネットワークによって支えられている場合がある。こうしたネットワークに埋め込まれている組織的な知識や経験を手に入れることができず、資源も極めて限られ、ロールモデルやメンターもほとんどなく、時には家族やコミュニティの支援さえ限られているため、女性の政党への参加が、男性のそれを大幅に下回ってきたのは無理からぬことである。

政治の世界に入り、政党に入党することを望む女性が直面する多くの難題には、選挙サイクルの様々なレベルやエントリーポイントでの多様な手段を通じて対処することができる。本ガイドブックは、目標を明確にした戦略があれば、

いかにより多くの女性を指導的地位に就かせ、確実にそうした地位に留まらせることができるかを実証してきた。成功する戦略には、政治制度の広範囲での変革から、党内改革、女性の能力増進まで幅がある。政党への女性の参加を増すための改革が、党の綱領のジェンダーの問題に対する対応力を高めるための取組と連動してきたことを多くの事例が示している。最も有意義な戦略は、女性が直面している社会経済的・能力的な課題に取り組む女性の政党活動家、候補者及び当選した公職者を明確に対象とした支援の提供と、政治制度の改革とを同時に組み合わせている。

世界中の政党が、男女共同参画への取組が行われている限り、どれか一つの出発点が他の出発点より優れているわけではないことを実証してきた。成功した政党は女性のエンパワーメントに対して創意あふれるアプローチを行い、こうしたアプローチをそれぞれの歴史や状況に合わせてきた。しかしながら、戦略やアプローチは多様であるにもかかわらず、クォータ制のように確立している手法は、権限ある地位に女性を就かせる上で効果的であることが繰り返し立証されてきたことに注目することは重要である。

本ガイドブックは、選挙サイクルの諸段階に従ってまとめられ、簡潔で利用可能な、戦略になりうるものリスト（パートA）と共に詳細に、ケーススタディから実際的な例（パートB）を提供することを目指してきた。指導者層をはじめとする政党の党员、市民団体や男女共同参画の活動家が、女性の政治参加を推進するために行動を起こそうと意欲を出すことを希望する。また本ガイドブックが、政党への女性の参加を推進する方法について指針を求める関係者に役立つことを期待している。

章末注

- 1 Inter-Parliamentary Union, *Women in Parliaments: World and Regional Averages*. 2011年 に <http://www.ipu.org/wmn-e/world-arc.htm> で閲覧可能であった。
- 2 Inter-Parliamentary Union, *Beijing Goals Still Unmet: Press Release*. 2010年 3月 3日に <http://www.ipu.org/press-e/gen336.htm> で閲覧可能であった。
- 3 United Nations Protocol and Liaison Service, *Heads of State and Heads of Government*, Public list. 2011年 8月 9日。
- 4 Ballington, Julie, *Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments*, Inter-Parliamentary Union, Geneva, Switzerland, 2008.
- 5 ACE, *The Electoral Cycle Approach*. <http://aceproject.org/ace-en/focus/focus-on-effective-electoral-assistance/the-electoral-cycle-approach> で閲覧可能。
- 6 2011年 3月 2日にボツワナのガボロネで開かれたUNDPの選挙サイクルサポートに関する世界の実践会合で提示されたMaguire, Lindaの『*Electoral Cycle Approach: Session III*』から翻案。
- 7 ACE, *Roles and Definition of Political Parties*, ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pca/pca01/pca01a> で閲覧可能。
- 8 ACE, *Guiding Principles of Parties and Candidates*, ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pc20?toc> で閲覧可能。
- 9 ACE, *Internal Functioning of Political Parties*, ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pc20?toc> で閲覧可能。
- 10 Llanos, Beatriz, & Kristen Sample, *From Words to Action: Best Practices for Women's Participation in Latin American Political Parties*, IDEA. http://www.idea.int/publications/from_rhetoric_to_practice/en.cfm, 2009で閲覧可能。
- 11 エチオピアのアジスアベバで国連経済社会局 (DESA)、国連婦人の地位向上部 (DAW)、アフリカ経済委員会 (ECA) が開催した、特に政治参加と政治的リーダーシップに重点を置いた意思決定過程における男女の平等な参加に関する専門家グループ会合で発表された。Sacchet, Teresa, *Political Parties: When Do They Work for Women?* 2005年 に http://www.un.org/womenwatch/daw/egm/eql-men/docs/EP.10_rev.pdf で閲覧可能であった。
- 12 CDU党規程第15条。www.quotaproject.org/systemParty.cfmで閲覧可能なInternational IDEA, IPU, & Stockholm University, *Global Database of Electoral Quotas for Women*を参照。
- 13 African National Congress Constitution. <http://www.anc.org.za/show.php?id=207/> で閲覧可能。
- 14 Llanos & Sample, 2009, 上記掲載書のp.32。
- 15 iKNOW Politics, *Consolidated Response on Establishing Women's Party Sections*. 2007年に <http://www.iknowpoliticsorg/node/3527> で閲覧可能であった。
- 16 同上。
- 17 Matland, Richard E., & Kathleen A. Montgomery (2003), 'Recruiting Women to National Legislatures: A General Framework with Applications to Post-Communist Democracies,' in Richard E. Matland & Kathleen A. Montgomery (eds.), *Women's Access to Political Power in Post-Communist Europe*, Oxford University Press, Oxford, p.21, 2003、及び Ballington, Julie, & Richard Matland, 'Enhancing Women's Participation in Electoral Processes in Post-conflict Countries,' from OSAGI & DPA Expert Group Meeting, New York City, USA, 2004.
- 18 Matland, Richard, 'Enhancing Women's Political Participation: Legislative Recruitment and Electoral Systems,' in International IDEA, *Women in Parliament: Beyond Numbers*, IDEA: Stockholm, Sweden, 1998, p.70.
- 19 Ballington & Matland, 2004, (上記掲載書)
- 20 Ballington, Julie, 'Strengthening Internal Political Party Democracy: Candidate Recruitment from a Gender Perspective,' from *How to Strengthen Internal Party Democracy? World Movement for Democracy*, Durban, South Africa, 2004.
- 21 Ballington, Julie, 'Implementing Affirmative Action: Global Trends,' *IDS Bulletin Special Issue: Quotas: Add Women and Stir?* Volume 41, Issue 5, September 2010, pp.11-16.
- 22 International IDEA, IPU, & Stockholm University, *Global Database of Electoral Quotas for Women*. www.quotaproject.org. で閲覧可能。
- 23 同上。
- 24 Ballington, 2010, (上記掲載書)
- 25 International IDEA, IPU, & Stockholm University, *Global Database of Electoral Quotas for Women*. www.quotaproject.org で閲覧可能。
- 26 Llanos & Sample, 2009 (上記掲載書)
- 27 Ghana Web, *Parties Issue Recommendations in Favour of Women in Governance*. 2011年 2月 14日に <http://www.ghanaweb.com> で閲覧可能であった。
- 28 Socialist International Women, *Policies on Gender Equality - the Driving Force for Social and Economic Development*. 2010年 に <http://www.socintwomen.org.uk/en/resolutions/20100618-andorra-pgedfsed.html> で閲覧可能であった。

- 29 Ballington, Julie, *Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments*, Inter-Parliamentary Union, Geneva, Switzerland, 2008, p.18.
- 30 Ballington & Matland, 2004 (上記掲載書)
- 31 International IDEA, *Funding of Political Parties and Election Campaigns*, Stockholm, Sweden, 2003, p.83.
- 32 Ballington & Matland, 2004 (上記掲載書)
- 33 Luchsinger, Gretchen, & Ruth Meena, *Electoral Financing to Advance Women's Political Participation: A Guide for UNDP Support*, UNDP, New York, USA, 2007, p.11.
- 34 Munroe, Susan, 'Riding,' *About.com: Canada Guide* <http://canadaonline.about.com/cs/elections/g/riding.htm> で閲覧可能。
- 35 Ballington, 2003 (上記掲載書) p.163
- 36 National Democratic Institute, *Women Gain Political Ground in Burkina Faso*. 2009年5月19日に <http://www.ndi.org/node/15464> で閲覧可能であった。
- 37 Ballington, Julie, 'Gender Equality in Political Party Funding,' 2003年12月16日に米国のワシントンDCで開催された州機構の州政党フォーラム (Inter-American Forum on Political Parties) のワークショップ、*Is Financing an Obstacle to the Political Participation of Women?* で発表。
- 38 この法案は、本報告書の公表時に論議の対象となっていた。 <http://www.merrionstreet.ie> で閲覧可能である *Minister Hogan publishes the General Scheme of the Electoral (Amendment) (Political Funding) Bill 2011*, Merrion Street, June 2011 を参照のこと。
- 39 Ghana Web, 2011年 (上記に掲載)。この提案は、2011年2月にガーナ共和国のアクラで開催されたワークショップ、「女性の議会代表増加に向けての女性のためのマニュアル」の最中に行われた。
- 40 Llanos & Sample, 2009 (上記掲載書) , p.35
- 41 ACE, *Roles and Definition of Political Parties*.
- 42 Ballington, 2008 (上記掲載書)。
- 43 iKNOW Politics, 'Consolidated Response on Working With Women Candidates and Women Voters During Elections'. 2008年に <http://www.iknowpolitics.org/node/6490> で閲覧可能であった。
- 44 個人的な経験について語る様々な女性候補や女性政治家との面接調査が、International Knowledge Network of Women in Politics のサイト、 <http://www.iknowpolitics.org/news/interviews> で閲覧可能である。
- 45 IPU, *Survey on Equality in Politics: Summary Overview*, IPU, Geneva, Switzerland, 2008.
- 46 Llanos & Sample, 2009 (上記掲載書)。
- 47 United Nations DPKO/DFS, *Joint Guidelines on Enhancing the Role of Women in Post-Conflict Electoral Processes*, DPKO/DFS, New York, USA, 2007, p.31.
- 48 ACE, 'Parties as Election Monitors,' ACE Electoral Knowledge Network. <http://aceproject.org/ace-en/topics/pc/pcc/pcc11/?searchterm=partyagents> で閲覧可能。
- 49 OSCE/ODIHR, *Handbook for Monitoring Women's Participation in Elections*, OSCE/ODIHR, Warsaw, Poland, 2004, p.40.
- 50 ANC Women's League, *ANCWL outreach empowerment programme in full swing*. 2011年4月28日に <http://www.anc.org.za/wl/show.php?id=8194> で閲覧可能であった。
- 51 United Nations DPKO/DFS, *Joint Guidelines on Enhancing the Role of Women in Post-Conflict Electoral Processes*, DPKO/DFS, New York, USA, 2007, p.28.
- 52 同上。
- 53 Ballington, 2008 (上記掲載書)。
- 54 同上。
- 55 同上。
- 56 同上。
- 57 Hijab, Nadia, *Quick Entry Points to Women's Empowerment and Gender Equality in Democratic Governance Clusters*, UNDP, New York, USA, 2007, p.20.
- 58 Ballington, 2008 (上記掲載書) , p.50.
- 59 Ghana Web (上記掲載)。
- 60 Ballington, 2008 (上記掲載書)。
- 61 詳細については、 <http://www.awli-kg.org/en/> を参照。
- 62 2004年10月22～23日にハンガリーのブダペストで民主主義・選挙支援国際研究所 (IDEA) / 中東欧 (CEE) ジェンダー問題ネットワーク (Network for Gender Issues) が開催した *The Implementation of Quotas: European Experiences Conference* で発表された Lokar, Sonja, 'A Short History of Quotas in Slovenia'。